

商品取引員の情報開示

株式会社 **フジトミ**

(2007年版)

【はじめに】

本書は、平成19年3月期（平成18年4月～平成19年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

なお、以下の*印を付した項目については、「有価証券報告書」をもって記載に代えております。

【記載項目について】

1. 会社の概況

- *①会社名等 別添「有価証券報告書」をご参照ください。
- *②会社の沿革 //
- *③会社の目的 //
- *④事業の内容 //
- *⑤営業所の状況 //
- *⑥財務の概要 //
- *⑦発行済株式総数 //
- *⑧主要株主名 //
- *⑨役員 の 状況 //
- *⑩従業員 の 状況 //

2. 営業の状況

- *①営業方針 別添「有価証券報告書」をご参照ください。
- *②当社及び当業界を取巻く環境 //
- *③営業の経過及び成果 //
- *④対処すべき課題 //
- ⑤受託業務管理規則 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。
- ⑥外務員の登録状況 期首及び期末における登録外務員数並びに期中における外務員の登録人数及び抹消人数を記載しています。
- ⑦委託者数 期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。
- ⑧苦情・紛争に関する事項 期中における委託者からの苦情及び紛争の状況についてその件数を記載しています。
- ⑨訴訟に関する事項 期中において係争中の裁判についてその件数を記載していません。

3. 経理の状況

- *①貸借対照表 別添「有価証券報告書」をご参照ください。
- *②損益計算書 //
- *③株主資本等変動計算書 //
- *④個別注記表 //
- *⑤監査に関する事項 //
- ⑥財務比率 主要な財務比率について記載しています。

受託業務管理規則

第1条（目的）

この規則は、委託者に対して誠実、且つ公正な受託業務を遂行し、もって委託者保護に資することを目的としてその適正な運営及び管理について必要な事項を定める。

第2条（管理担当班組織）

当社は、受託業務にかかわる管理体制を明確にするため、本店管理部を主体として、本店及び従たる支店ごとに管理担当班を配置する。

2. 受託業務にかかわる総括管理及び次条に定める管理担当班の職務の総括調整を行うため、本店に総括管理責任者を置く。
3. 総括管理責任者及び管理担当班責任者は、次の者がその任にあたる。
 - (1) 総括管理責任者は管理担当役員とする。なお、不在の際の措置として、本社管理部長を副責任者と定める。
 - (2) 管理担当班責任者は、本店においては管理部長、支店においては原則として支店管理副部長以上とする。なお、一時的な不在の際の措置として、本社管理部の課長代理以上の者がこれに対応する。

第3条（管理担当班の職務）

当社は、受託業務にかかわる運営についての責任体制を明確にするため、次のとおり管理担当班の職務を定める。

- (1) 総括管理責任者
 - ① 受託業務にかかわる全ての権限を有し、本規則に定める管理措置の遂行状況及び遵守状況を確認し決裁を行う。また、必要に応じて、管理担当班責任者並びに営業部門責任者に対して指導、勧告を行うものとする。
 - ② ①の状況を定期的に取り締役会に報告し、改善を要する事項がある場合は取締役会に具申し、具体的な改善措置を講ずるものとする。
- (2) 管理担当班責任者
 - ① 「口座設定申込書」及び「顧客カード」に基づく顧客の選別管理及び適合性の審査による受託の適否の決定並びに保管整備
 - ② 委託者の資金力、取引経験等、適格性の審査からみて不相応と判断される取引の抑制
 - ③ 商品先物取引の経験のない委託者からの受託にかかわる取扱要領に基づく審査
 - ④ 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の把握及び営業部門に対する指導
 - ⑤ 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守にかかわる指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な対応
 - ⑥ 取引内容に異常な兆候が認められた場合の迅速適切な措置
 - ⑦ 「残高照合回答書」及び「お取引のアンケート」等の申出事項による迅速な対応並びに指導
 - ⑧ 委託者からの苦情、紛争に対する適切な対応及び未然防止対策
 - ⑨ 過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入防止措置
 - ⑩ 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
 - ⑪ その他、委託者の保護育成に必要と認められる事項

第4条（勧誘行為及び取引意思の確認）

当社は、次の各号に該当する勧誘行為を行わないこととし、または、取引意思の確認等を行うものとする。

- (1) 顧客の迷惑な時間帯を考慮し、原則午後10時から午前7時までの間は勧誘を行わないこととする。
- (2) 顧客の意思に反しての長時間（3時間を目安とする）にわたる勧誘や誤解を招く勧誘、及び顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘を行わないこととする。
- (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような勧誘を行わないこととする。
- (4) 勧誘に先立って顧客に会社の商号、登録外務員の氏名、商品先物取引についての勧誘であること等の告知をした上で、顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認することとする。
- (5) 委託を行わない旨の意思表示（勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示を含む。）を明確にされた者に対して、勧誘を継続し、またはその後の勧誘を行わないこととする。
- (6) 勧誘拒否者に対する再勧誘を防止するため、勧誘拒否の申し出があった際には、即時に発信禁止リストに勧誘拒否者を登録し、当社の全店舗より発信規制が制御可能なシステムを使用する。
- (7) 本条（2）から（6）の各段階における委託者の意思を確認したこと等について、当社所定の外務員日誌、管理者日誌（但し、取引に至らなかった顧客については不要）に記録を作成し、3年間保存する。

第5条（商品先物取引不適格者の参入防止）

当社は、次の各号に該当する者に対しては、いかなる事由があろうとも商品先物取引の委託の一切の勧誘及び受託を行わないこととする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - (2) 母子家庭該当者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (3) 長期療養者、長期入院患者等これに準ずる者及び随時連絡がとれない者
 - (4) 破産者で復権を得ない者
 - (5) 商品先物取引をするために借入れを行う者
2. 当社は、次の各号に該当する者に対しては、適合性の原則に照らして不相当と認められるので、原則として勧誘及び受託は行わないこととする。但し、次項に掲げる要件を満たす場合にあつてはこの限りでない。
- (1) 恩給、年金、社会保険給付金等により主に生計を維持する者で、年金等の収入が収入全体の過半を占めている者
 - (2) 自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者
 - (3) 専業主婦等一定の所得を有しない者
 - (4) 満70歳以上の高齢者
 - (5) 年間の総収入が500万円に満たない者
 - (6) 社会経験の乏しい30歳未満の若年者
 - (7) 「投資可能金額」を超える取引証拠金を必要とする取引を行おうとする者
 - (8) その他商品先物取引を行う適格性に欠けていると認められる者
3. 前第2項各号に該当する場合の例外の要件は以下のとおりとする。
- (1) 本則第5条第2項第1号から第3号及び第5号については、顧客が申告した投資可能金額の裏付けとなる資産を有していることを証明できる場合
 - (2) 本則第5条第2項第4号については、当該顧客が職業を有し一定の収入がある者、

または投資可能金額が全損しても生活に支障のない資金であることの証明があることと、直近3年間に延べ90日以上の商品先物取引を行うのにふさわしい十分な投資経験があると認められること及び商品先物取引の仕組み、リスクその他説明を受けた事項を的確且つ十分に理解している場合

- (3) 本則第5条第2項第6号については、十分な資産の裏付けがあると共に、商品先物取引の仕組み、リスクについて理解していることが証明できる場合
 - (4) 本則第5条第2項第7号については、商品先物取引に習熟していると客観的に判断ができること、及び資産状況が確認できる具体的な記載及び変更をしようとする投資可能金額が、顧客の生計に影響の及ぼさない額であることを確認できる旨の申出書の提出がある場合
 - (5) 第1号から第4号の例外的要件の各号については、顧客本人の自書により自らが適合性原則に照らして原則として不相当と認められる対象者であることを理解していると共に、例外の要件を満たすことについて確認している旨の書面による申告があり、総括責任者が認めた場合
4. 前第2項第5号及び第6号に該当する委託者にあつては、原則として当初初回の建玉時に預託する取引証拠金等の額を、投資可能金額の3分の1または300万円のいずれか低い金額までに制限するものとする。
 5. 前第1項各号に該当しない者であっても、管理担当班責任者がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

第6条（適合性の審査）

当社は、商品先物取引不適格者の参入を防止するとともに、参入する者の適合性を的確に判断するため、次の各号に定める要領により、審査を行うものとする。

(1) 担当外務員は、新規委託者からの受託にあたって、顧客から適合性の審査のために把握すべき顧客の属性情報が具体的に記載された「口座設定申込書」の提出を受け、審査のため管理担当班責任者に提出するものとする。

- ① 「口座設定申込書」の記載事項（顧客が直接記入する）は以下のとおりとする。
 - 1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、自宅住所
 - 2) 職業（無職の場合は前職）、勤務先、勤務先住所
 - 3) 資産状況、年収、住居の状態、投資可能金額（生活に支障のない金額）
 - 4) 商品先物取引の経験、株式取引の経験、その経験年数及び時期
 - 5) 商品先物取引アンケート
 - 6) 個人情報の利用目的について
 - 7) その他必要と認める事項
 - 8) 個人名義口座の本人確認書類は公的機関による証明書とし、その写しの提出を受けるものとする
- ② ①の3)における「投資可能金額」とは、顧客が、商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等（法第217条第1項第1号に規定する取引証拠金等をいい、相場の変動等によって追加的に預託が必要な追証拠金その他の種類の証拠金）の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額をいう。また、既に商品先物取引によって、損失（評価損失を含む。）及び手数料並びに手数料に係る消費税（以下「損失額」という。）が発生している場合には、顧客が当初届け出た投資可能金額から当該損失額等を控除した額を当該顧客の投資可能金額とする。なお、登録外務員は、この旨を顧客にわかり易く説明しなければならない。
- ③ 登録外務員は、顧客による「口座設定申込書」の記載に際して、顧客を誘導し

てはならない。

- (2) 担当登録外務員は、前項に基づき「口座設定申込書」の提出を受け、それに基づく「顧客カード」を自ら作成し、管理担当班責任者に提出するものとする。また、顧客の属性情報等に変更があった場合は、新たに顧客カードを提出するものとする。
 - (3) 管理担当班責任者は、「顧客カード」の記載内容、並びに「商品先物取引理解度アンケート」等において委託者の適格性を精査し、特に「投資可能金額」が顧客の資産及び収入に照らし合わせて整合性があることを審査して、顧客の取引数量を的確に精査する必要がある。
 - (4) 総括管理責任者は、最終審査者としての判断の理由及び根拠を顧客カードに記載するとともに、受託の適否の判断を行うものとする。
 - (5) 勧誘段階及び審査において不適格と判断される顧客に関しては、直ちに勧誘を中止するとともに、管理担当班責任者より受託を行わないよう営業部に指示し、指示を受けた担当登録外務員はその旨を顧客に報告し承諾を得るものとする。なお、不適格と判断された顧客の勧誘経過は、担当登録外務員が外務員日誌に記載して、再勧誘が行われないよう保管する。
 - (6) 適合性の審査が終了する前に約諾書の差入れを受けたり、取引証拠金等の受理、または取引の受託を行わないものとする。
2. 顧客カードの写しは、全てこれを第2条第2項に定める総括管理責任者のもとに備え付けるものとする。
 3. 顧客カードは、本社管理部が取引終了後10年間保存するものとする。

第7条（勧誘の際の説明義務）

商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、商品先物取引委託のガイド及び受託契約準則を交付し、次に掲げる事項を充分説明するとともに、商品先物取引の投機的性質について危険開示を行い、顧客の判断と責任において取引を行うものであることを了知させるものとする。

- (1) 商品先物取引は、現物の取引と異なり、取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場変動によるハイリスク・ハイリターン取引であることや、相場が何円変動したら、いくら利益、損失が出る旨を計算例で示し具体的に説明する。
 - (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあることを説明する。
 - (3) 取引証拠金等に関する事項について、相場の変動等によって追加的に預託する追証拠金等を含む、商品先物取引の担保として預託が求められる全ての種類の証拠金について、その発生する仕組みも含めて説明する。
 - (4) 委託手数料に関する事項について、取引の損益に加えて委託手数料がかかること及び委託手数料は売り、買い双方の取引に必要な否か、さらに、電子取引や大口取引等において異なる手数料体系を採用している場合の概要について説明する。
 - (5) 禁止行為に関する事項について、禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨について、顧客に理解できるよう分かりやすく説明する。
 - (6) その他商品取引所法施行規則第104条に定める事項について、同様に説明する。
 - (7) 相場の変動によって追証が発生することや、思惑と逆方向に動いた時の対処方法について「相場の対処方法の説明書」により説明する。
2. 委託本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める委託本証拠金基準額と同額とする。
 3. 説明義務の履行にあたっては、まず、(1)と(2)の事項について説明した上で、顧客が理解をしていることを書面にて確認するものとし、その確認後に(3)から(6)の事項につい

て説明し、顧客が説明内容を理解していることを書面にて確認するものとする。

第8条（委託者の保護育成措置）

当社は、商品先物取引に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない委託者、または商品先物取引の経験の浅い委託者並びにこれと同等と判断される委託者については3ヶ月の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 委託者に対し、第7条に定める説明を行うことにより商品先物取引について十分な理解と認識を求める。
- (2) 取引にあたっては、特に取引証拠金及び損失の発生についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引についてはこれを抑制する等の措置を講ずるものとする。
- (3) 新規委託者については、以下の基準に区別して取り扱うものとし、①以外の者は経験者として取り扱わないものとする。
 - ① 商品先物取引の経験が直近3年以内に延べ90日以上ある者
 - ② 上記①の要件を満たさない商品先物取引経験者
 - ③ 株式・債券等の信用取引・各種先物取引経験者
 - ④ 株式・債券・転換社債・投資信託等の現物取引経験者
 - ⑤ 上記取引経験を有しない者（貯蓄目的の国債・金融債・中国ファンド・MMF等の購入者、社内持株会の積立を含む）
- (4) 商品先物取引に対する理解度を判定するため下記の事項についてアンケート調査を2回行い、その結果、未だ理解が充分でないと思われる委託者については、受託枚数の抑制等適切な措置を講ずるものとする。
 - ① 「商品先物取引—委託のガイド」の内容についての理解
 - ② 商品先物取引の損益発生仕組み及び損益計算方法の理解
 - ③ 取引証拠金の性格及び取引追証拠金の計算方法の理解
 - ④ 値幅制限についての理解
- (5) 上記に掲げるもののほか、商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱については、別に定める「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託にかかわる取扱要領」によるものとする。

第9条（不正資金流入防止措置）

当社は、次の各号に該当する者の受託にあたっては、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 銀行、農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で直接、または間接的に金銭、有価証券等の取扱いにかかわる者
 - (2) 国、地方公共団体その他公益機関の直接に金銭、有価証券等の取扱者
 - (3) (1)以外の民間企業等における直接に金銭、有価証券の取扱者
2. 前項各号に該当する委託者にあつては、預託時に当該資金が自己資金である旨を申述する直筆書面（「自己資金申出書」）の提出を求めるものとする。
 3. 第1項各号に該当する委託者の差引入金額（総入金額—総出金額）が、口座設定申込書に、本人が記載した資産状況（金融資産）を超えたときは、当該委託者の資金について調査を開始する。調査にあつては、前述の基準を超過した部分の資金の性格や資金の出所を、当該委託者より管理部が直接聴取し営業部はこれに協力するものとする。調査に関しての記録を作成し、これを10年間保存するものとする。
 4. 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、

当該委託者に対し、直ちに決済するよう要請するとともに、その後の預託は不正資金の有無にかかわらず受託しないものとする。

第 10 条（建玉制限）

当社は、取引所の市場管理要綱に定める建玉制限について、必要に応じて書面により通知する。

2. 取引所の定める市場管理要綱とは別途に、当社は委託者から受託する枚数に制限を設けることがある。但し、制限を設けた場合には委託者にその主旨をよく説明し、理解を得た上で、取引に参加させるものとする。
3. 当社は、自己の取引を取扱うディーリング室と委託の取引を取扱う市場部とを明確に区分し、各部に責任者を置くものとする。

第 11 条（委託者の疑義等の解明努力）

当社は、委託者からの取引等にかかわる疑義、相談等についての対応は、本店及び従たる支店の顧客相談室が行うものとする。

2. 顧客相談室は、取引経緯等の記録の充実・整備により、積極的に委託者からの疑義の解明にあたるとともに関係資料の提示等により早期に疑義の払拭を行うものとする。

第 12 条（違反者に対する懲戒）

本規則に違反した者に対しては、当社が設置する受託業務指導委員会に諮り、これを懲戒する。但し、当該違反者は、同委員会に出席して弁明することができる。

第 13 条（広告・宣伝にかかわる措置）

広告・宣伝にかかわる経営上の責任を明確にするため、社内管理責任者を管理担当役員とし、その実施に先立って社内審査を行うものとする。

第 14 条（その他の管理措置）

本規則で定める措置のほか、法令諸規則の遵守、会社リスク管理の向上等の観点から必要と考えられる管理措置を規定し、社内管理の充実を図るものとする。

なお、電子情報処理組織と委託者の使用にかかわる入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して委託者の指示を受けて取引の受託を受ける取引にあたっては、その性質に反しない限りこれに準じた措置を講ずることとする。

第 15 条（受託業務管理規則の制定及び改正）

受託業務管理にかかわる経営上の責任を明確にするため、本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行うものとする。

第 16 条（日本商品先物取引協会への届出）

本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

（附 則）

平成17年5月1日 施行

平成17年7月21日 一部改定

平成17年11月11日 一部改定

商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託にかかわる取扱要領

当社は受託業務管理規則第 8 条第 5 号に基づき、商品先物取引の経験のない新たな委託者からの取引の受託を行うにあたっては、委託者の保護とその育成を図るため、当該委託者の資質、資力等を考慮した上で、相応の建玉枚数の範囲内において受託を行うよう、次の事項を遵守するものとする。

1. 当社は直近の 3 年以内に延べ 90 日間以上の商品先物取引の経験のない者を未経験者と定め、取引開始から 3 ヶ月間の習熟期間における取引量を投資可能金額の 3 分の 1 までに制限するものとする。
2. 未経験者から習熟期間中に投資可能金額の 3 分の 1 を超える取引を希望する旨の申出があった場合には、以下の要件を満たす場合であって、総括管理責任者が許可した場合に限り、当該取引を受託できるものとする。
 - (1) 委託者から、商品先物取引の経験のない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び例外の要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告があること。
 - (2) 委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できること。
3. 3 ヶ月の習熟期間を経過した委託者については、以下の要件を満たす場合であって、総括管理責任者が許可した場合に限り、習熟期間における取引量の制限を解除するものとする。
 - (1) 「お取引についてのアンケート」No. 1、または No. 2 の提出があること。
 - (2) 直近 2 ヶ月間の残高照合回答書の提出があること。
 - (3) 商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できること。但し、上記 2. の規定に基づく許可を受けた委託者にあってはこの限りではない。
 - (4) 受託契約準則第 11 条第 2 項に定められた要件に係る取扱いの申出書の提出があること。

(附 則)

平成17年 5 月 1 日 施行

平成17年 7 月 21 日 一部改定

記載項目 2-⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
135名	35名	30名	140名

記載項目 2-⑦ 委託者数

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
1,067名	575名	1,067名

記載項目 2-⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成18年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	9	6	1	0	2
取引に係るもの	8	3	0	0	5
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	1	1	0	0	0
合計	18	10	1	0	7

- (注) 1. 「苦情」とは受託業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	3	2	0	0	1
取引に係るもの	1	1	0	0	0
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	1	0	0	0	1
合計	5	3	0	0	2

- (注) 1. 「紛争」とは受託業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの。「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決ができなかったもの。

記載項目 2-⑨ 訴訟に関する事項

平成 18 年度中の係争

当年度における訴訟（前年度より係争中のものを含む）は 16 件、何れも元委託者が当社の不法行為により損害を被ったとしてその賠償を求めたものであり、うち 8 件は裁判所あっせんにより和解が成立し、期末現在係争中の訴訟は 8 件であります。

訴訟件数	判決	和解	係争中
16 件	0 件	8 件	8 件

記載項目 3-⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額※/リスク額※×100]	2,129 %
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額※/資本金額×100]	577 %
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	575 %
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	72 %
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額※×100]	83 %
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額※×100]	38 %
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	276 %

(注) ※を付した項目は、商品取引所法施行規則等に基づき算出するもので、以下の各比率の説明の中に算出方法等を示しております。

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対応する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{純資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。